



令和7 宅建直前対策問題

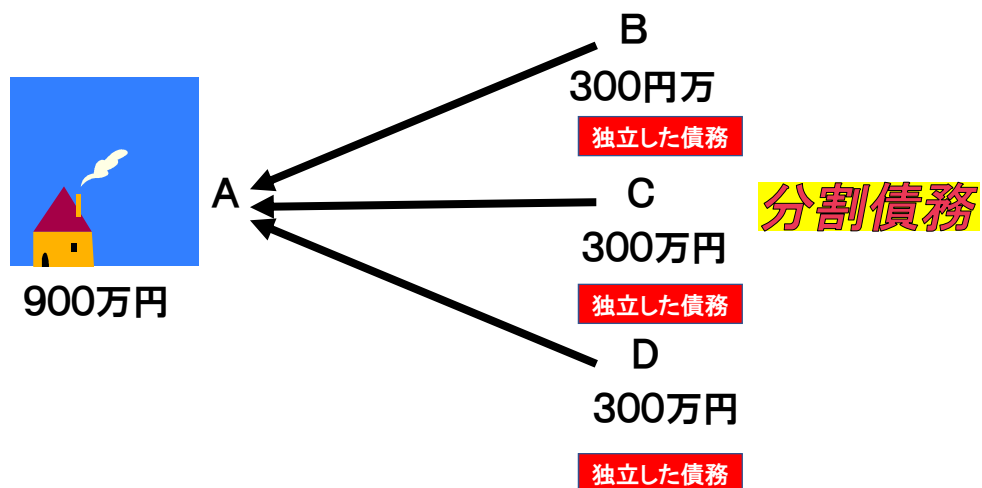
4回

連帯債務・保証債務・債権譲渡

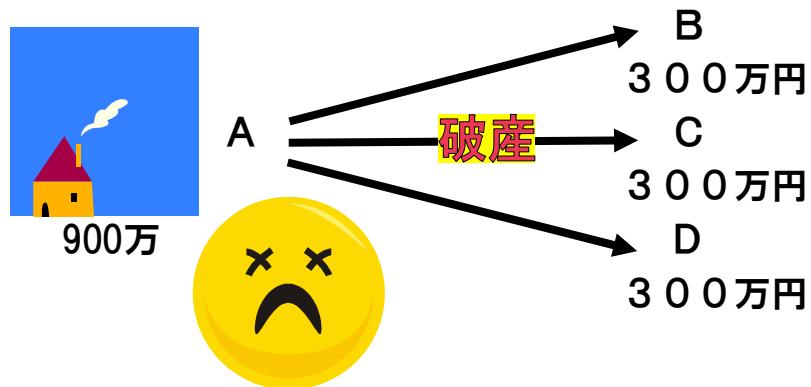
要点講義

連帯債務

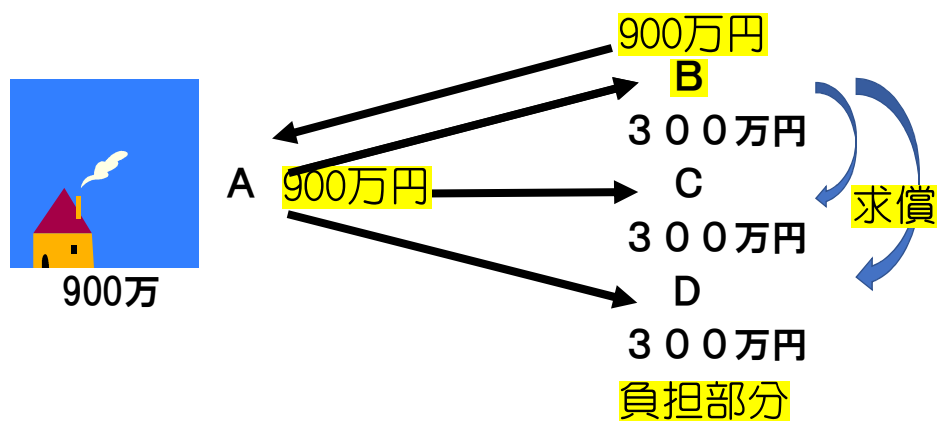
連帯債務者の意義 P285



Aの立場は？ P 2 8 5



Aの立場は？ P 2 8 5



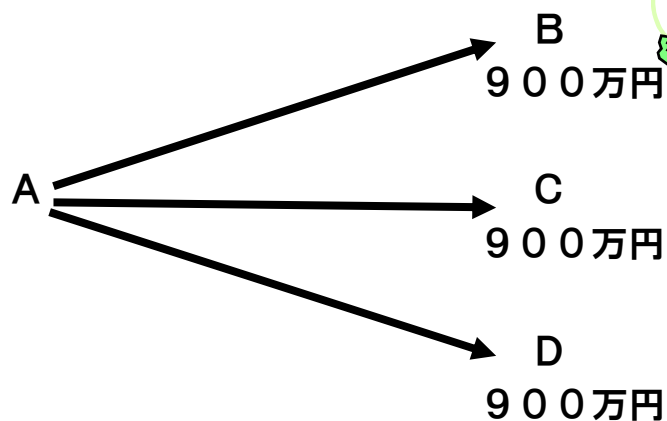
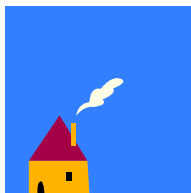
連帯債務のポイント P288

☆債権者は、
連帯債務者の内の一人に対して
全額の請求ができる。

☆連帯債務者の内一人が全額弁済
他の連帯債務者も債務を免れる。

☆弁済した連帯債務者の一人は、
他の連帯債務者に互いに決めた負担部分の割合で請求出来る。

絶対的効力 P287



絶対的効力 P287

- | | |
|-----|-----|
| ①混同 | ②更改 |
| ③相殺 | ④履行 |

今回は、相殺を履行します
(混更)

連帯債務

連帯債務	内 容
意 義	数人の債務者が独立して債務全額の給付義務を負い、一人が全額を弁済をすれば、他の債務者の債務も全て消滅する関係
性 質	債権者は、連帯債務者の1人または全員に対し、同時または順次に債務全額を請求できる
絶対的効力	債務全額についての絶対的効力⇒混同、相殺、更改 負担部分についての絶対的効力⇒相殺(履行拒絶)
相対的効力	期限の猶予、債務の承認 履行の請求、免除、取消
負担部分と求償	負担部分は、特約等がない限り相等しい。また、債務を消滅させた者は、各自の負担部分の割合に応じて、他の連帯債務者に求償できる

連帯債務

[絶対的効力]

こん・かい(は)・そうさいします。[混同][更改][相殺]

債務全額について	弁済・更改・反対債権を有する者の相殺援用・混同
負担部分にいての	反対債権を有する者が相殺援用するまでの間は可能

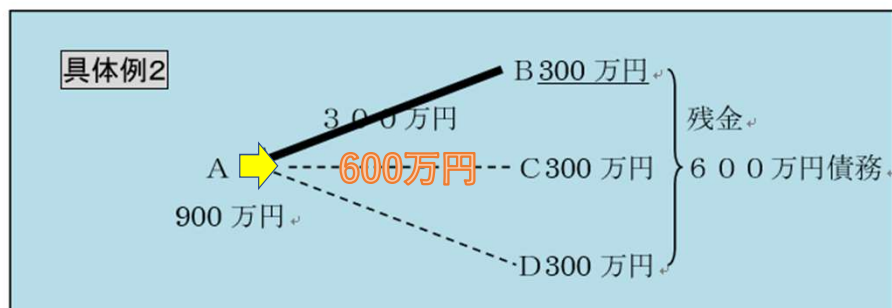
[相対的効力]

① 期間の猶予 ② 請求・時効の完成の猶予・更新 債務免除 ③ 債務の承認

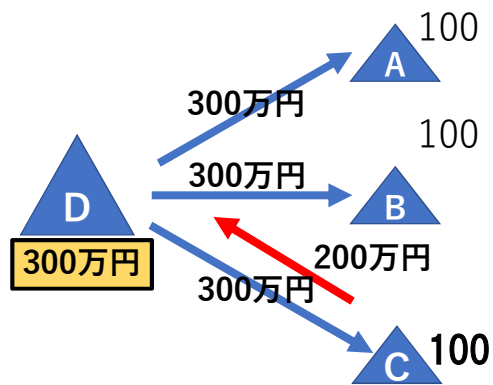
④ 取消 時効利益の放棄

相殺 P289

具体例2 Bが300万円相殺すると、CDもその分の300万円の債務を免れる。以後AはBCDそれぞれに600万円請求することができる。言換えれば、BCDはそれぞれ600万円の連帯債務を負うということになる。



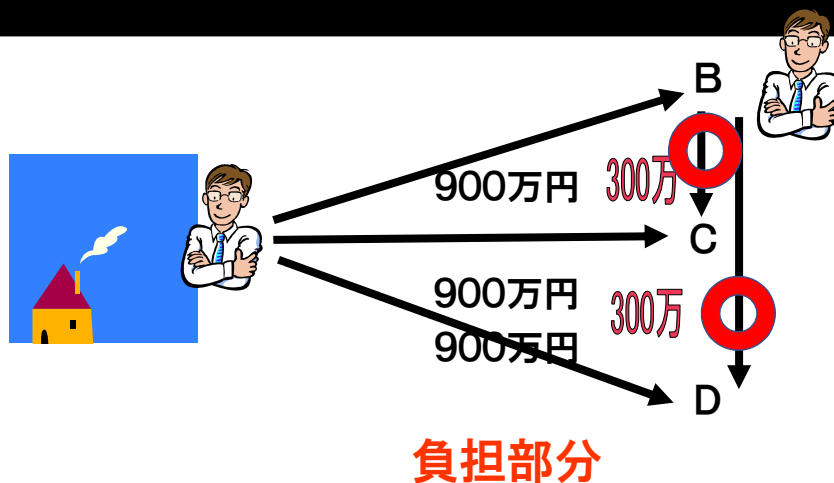
相殺の事例



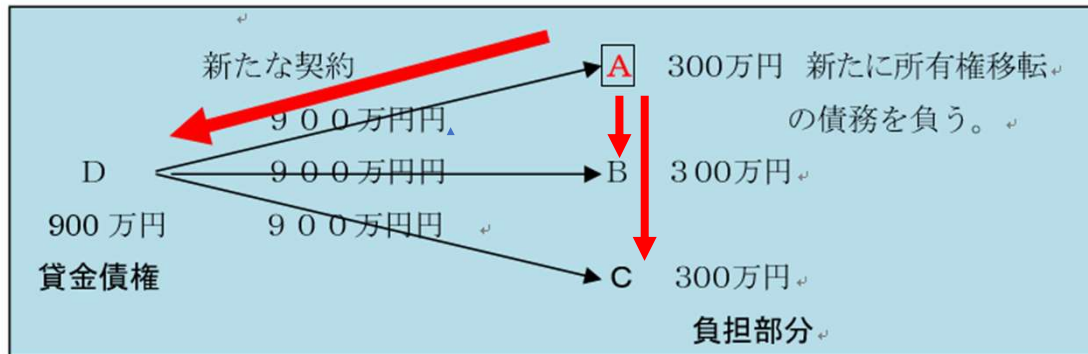
①Cが200万円の反対債権で相殺すると、ABCの連帯債務は各100万円となる

②Cが相殺しない場合は、ABはCの負担部分の限度(100万円)で債務の履行を拒むことができる。

混同 P 290



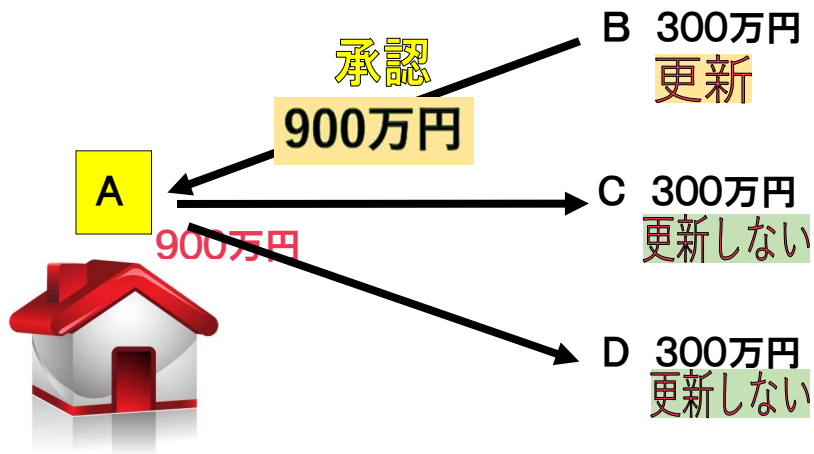
更改 P291



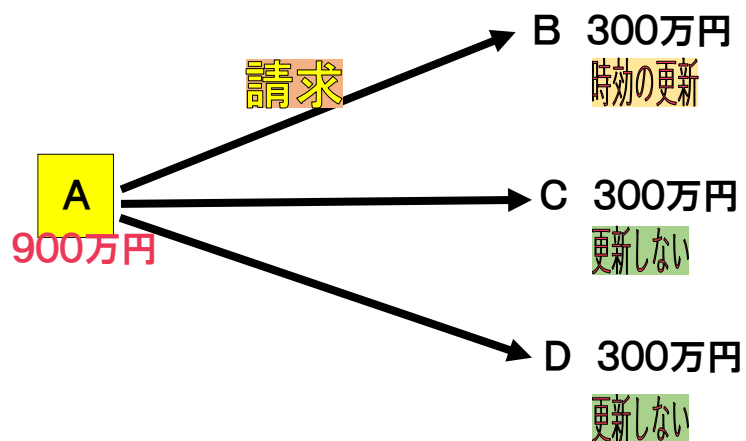
相対的効力 P292

- 承認
- 無効、取消
- 期間猶予
- 履行の請求(時効完成の更新・猶予)
- 免除

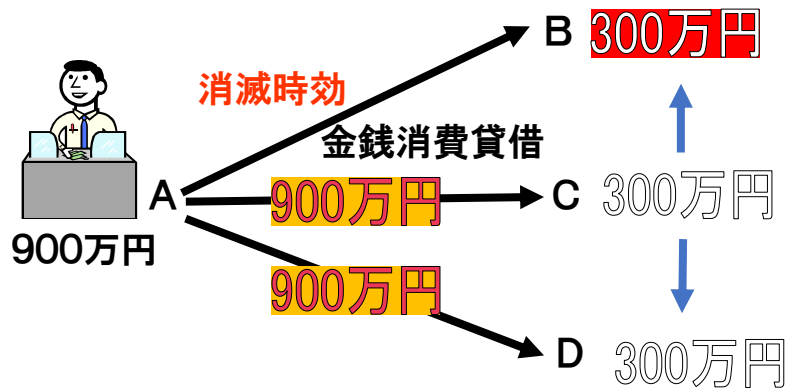
時効の更新/承認 P 2 9 2



請求 P 2 9 3



時効の完成 P 2 9 3



求償権 P294

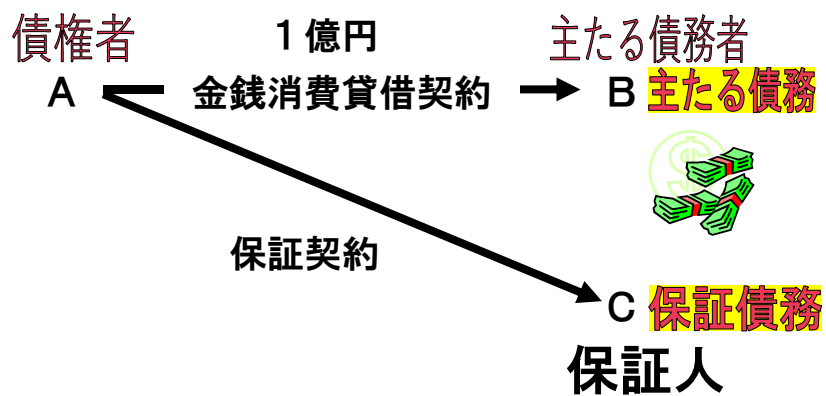
の連帯債務者の1人との間の免除・時効完成と求償権関係

連帯債務者の1人に対して債務の免除がされ、または連帯債務者の1人のために時効が完成した場合も、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、求償権を行使することができる。例えば、AがCに免除(100万)または時効が完成した場合、Bがその後、100万円全額弁済した場合は、BはCに対して負担部分につき(この例では1/2である50万円)求償することができる。

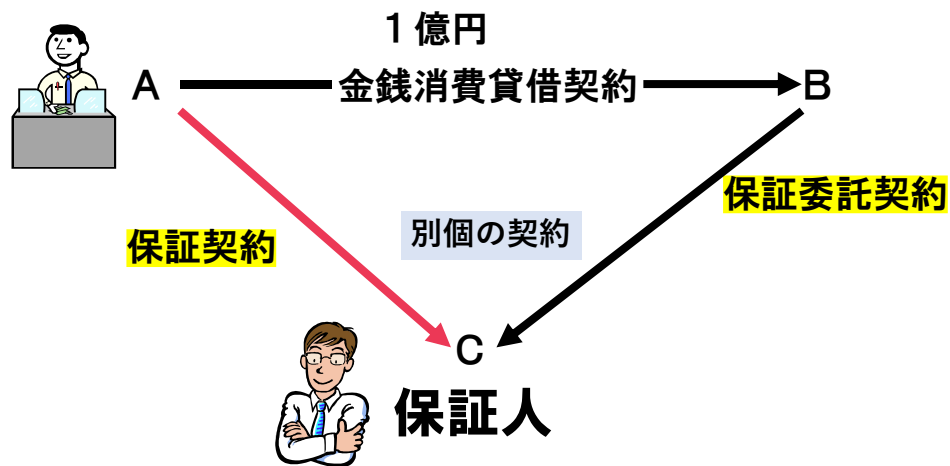
要点講義

保証債務

保証契約の用語 P 2 9 3



保証契約は誰との契約 P 2 9 4



保証債務の成立

保証債務 ⇒

債権者と保証人との契約は、書面でなければ効力を生じない

情報の提供(1) P 2 9 5

主たる債務者から保証委託を受けた場合

保証人 → 請求 → 債権者は
情報の提供義務

債務者の履行状況

- ①元本
- ②利息
- ③遅延賠償金
- ④違約金
- ⑤債務不履行の有無
- ⑥残額

通知義務 P 2 9 5

主たる債務者

『期限の利益を喪失』



債権者



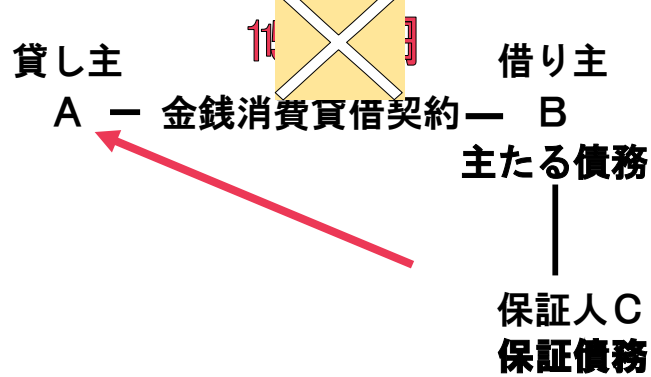
通知(知った時から2カ月以内)

保証人

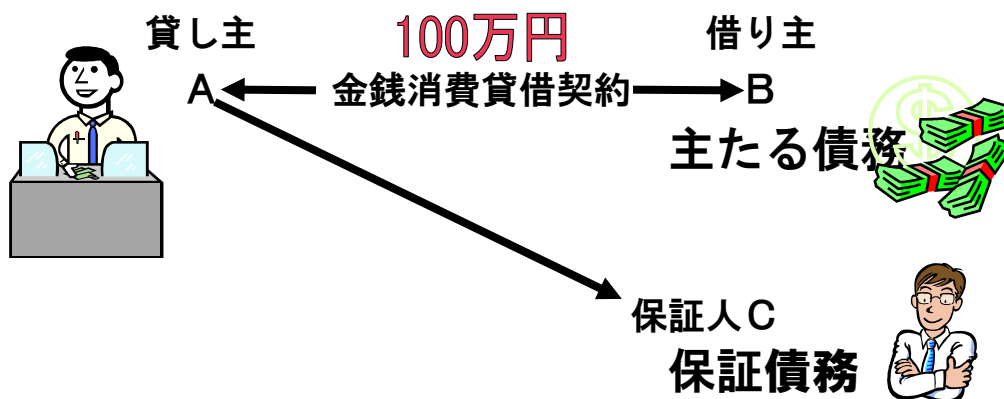
期間内に通知しなかったとき、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から通知を現にするまでに生じた遅延賠償金に係る保証債務の履行を請求することができない。※この規定は保証人が法人の場合は適用されない。⚡

保証債務の範囲 P 2 9 5

主たる債務に付随する利息その他一切を保証



附従性 P 2 9 6

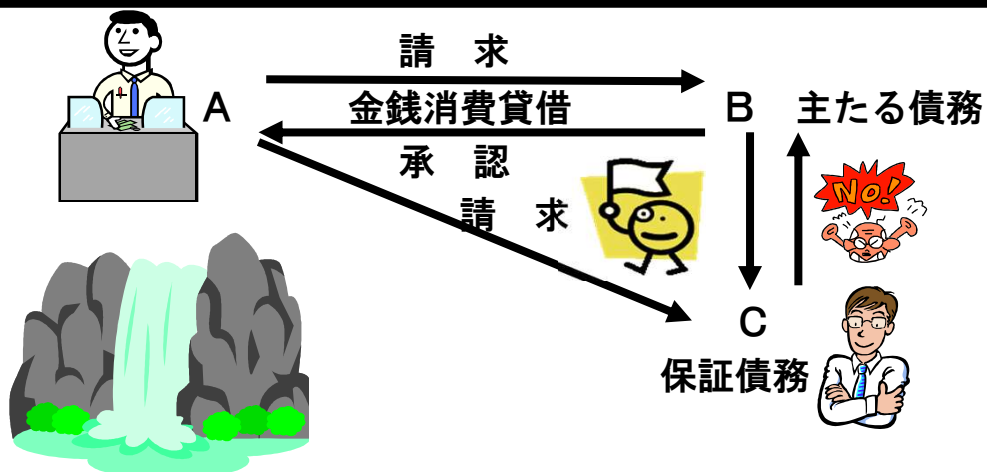


付従性 P 2 9 6

具 体 例

- 1 / 主たる債務が錯誤により取消しとなったり、
- 2 / 主たる債務が詐欺、強迫によって取消しになったりした場合は、保証債務も無効になる。
- 3 / 主たる債務が弁済などにより消滅した場合は、保証債務も消滅する。
- 4 / 主たる債務が減額されれば保証債務も減額される。
- 5 / 主たる債務が、請求、承認、差押、などにより時効完成の猶予及び時効の更新(中断)した場合は、保証債務も同じようにその影響を受ける！

逆流はダメ P 2 9 8



付従性の例外 P 2 9 9

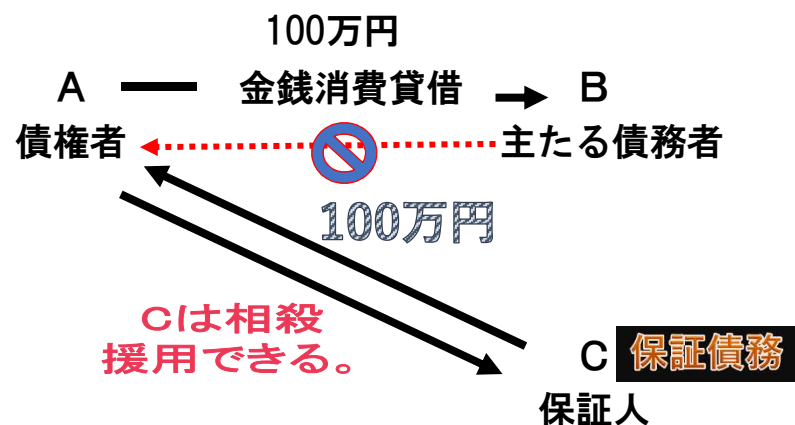
(3) 附従性の例外 2

保証債務に生じた事由は、主たる債務には影響しないのが原則。例外として、

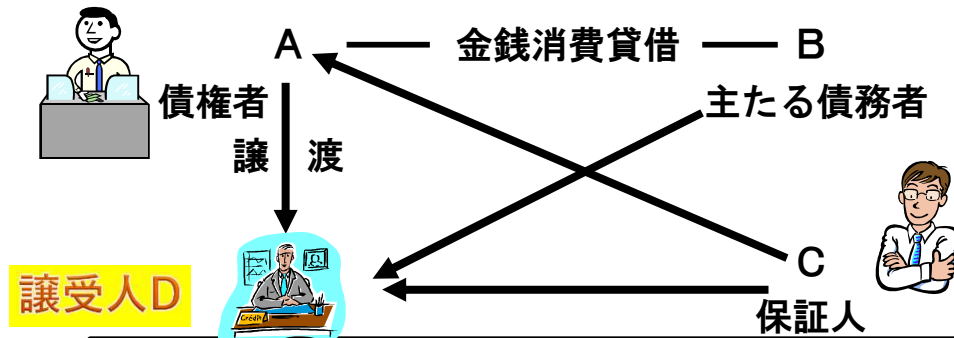
- ①保証債務が『履行』(弁済など)によって消滅した場合。
- ②保証人が債権者との間で『相殺』して保証債務が消滅した場合。

主たる債務は消滅する。相殺は、実質的に『履行』と変わらないからである。

相 殺 P 2 9 9



随伴性 P 300



②債権譲渡の対抗要件は？

債権が譲渡された場合、譲受人は主たる債務者に対してだけ、**口頭の通知か承諾の対抗要件**を備えていれば、それだけで**自動的に保証人**に対しても**債権の譲受けを対抗でき**、保証人に対しても当然に請求できる。

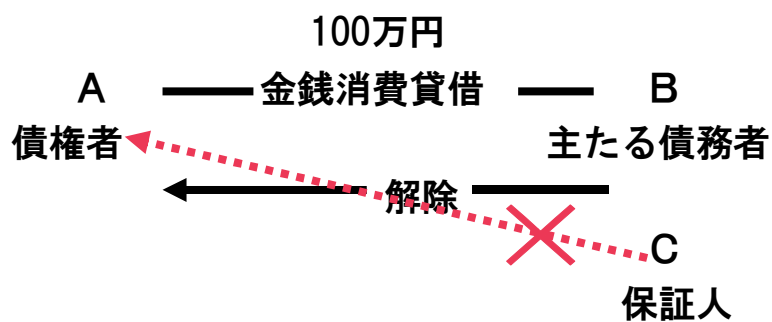
保証債務の成立

	内 容
独立性	保証人は、自己の保証債務についてのみ、違約金等を定めることができる
付従性	① 主たる債務がなければ保証債務は成立せず。主たる債務が消滅すれば保証債務も消滅する。 ② 保証債務は、主たる債務が減額されれば保証債務も軽くなる。しかし、重くなれば、付従しない。 ③ 主たる債務者について生じた事由は、 保証人にもその効力が及ぶ (注1) ④保証人 は、主たる債務者が有する抗弁を対抗 できる (注2)
随伴性	主たる債務者に対する債権が 移転 すれば保証債務も移転する
補充性	催告の抗弁権、検索の抗弁権 を有する
(注1) 保証人について生じた事由は、弁済その他債務消滅事由を除き、 主たる債務者 にその効力を 及ばさない 。	
(注2) 逆に、主たる債務者は、保証人が有する抗弁を理由に対抗 できない 。	

普通保証と連帯保証

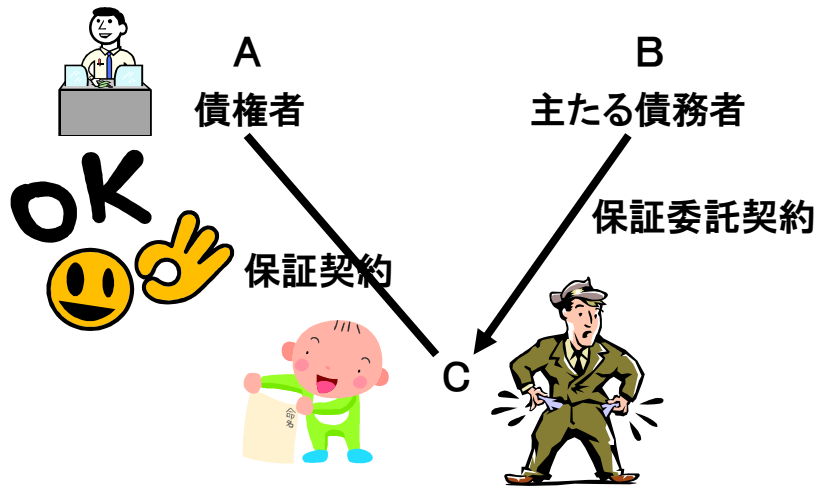
内 容	普通保証	連帯保証
催告・検索の抗弁権・分別の利益	ある	なし

主たる債務の契約の解除 P 3 0 3



ただし、主たる債務者が取消権や解除権の行使によって債務を免れる限度において、保証人は、債権者に対しては、保証債務の履行を拒むことができる。

保証人の資格 P304



保証人の資格 P304

原則 保証人となるには、一切の条件、資格は不要である。ただし、未成年者が債権者と保証契約を締結するには、法定代理人の同意が必要である。

例外 主たる債務者が保証人をたてるべき義務を負う時は、次の2つの条件を満たしている者でなければ成らない。

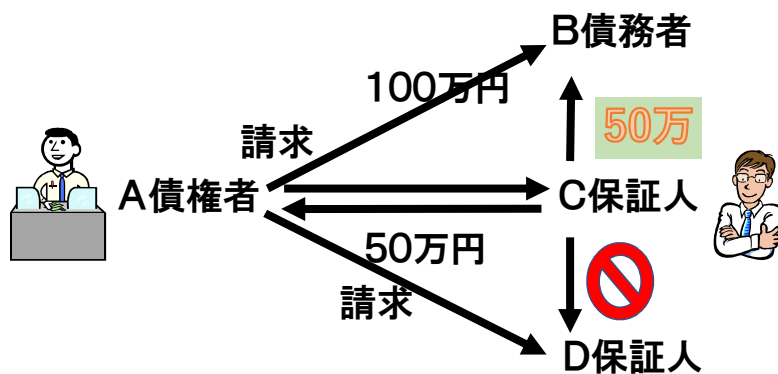
- ① 行為能力者であること。
- ② 弁済資力があること。

もっとも、債務者に保証人を立てる義務がない場合はその必要はない。

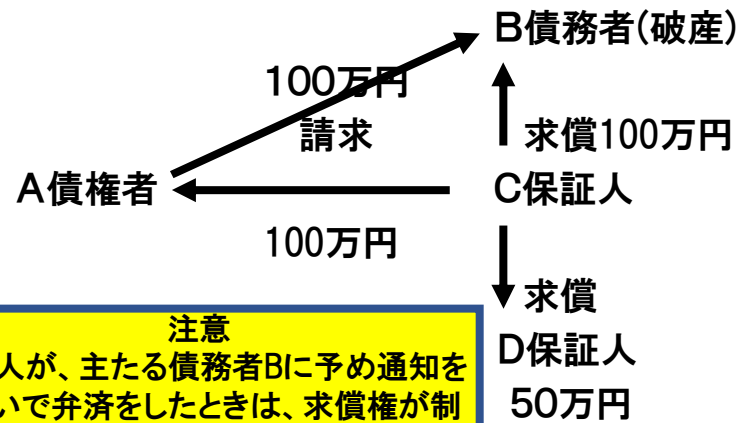
保証人の変更 P305

	保証人の条件	変更の条件
	保証人を立てる義務がある場合	変更の請求ができるか？
債権者が指名をしなかった場合。	①弁済 ②行為能力	①弁済の資力を失った場合のみ。
債権者が指名をした場合。	無条件	出来ない。

分別の利益 P 3 0 5



分別の利益 P305



注意
保証人が、主たる債務者Bに予め通知を
しないで弁済をしたときは、求償権が制
限される事があります

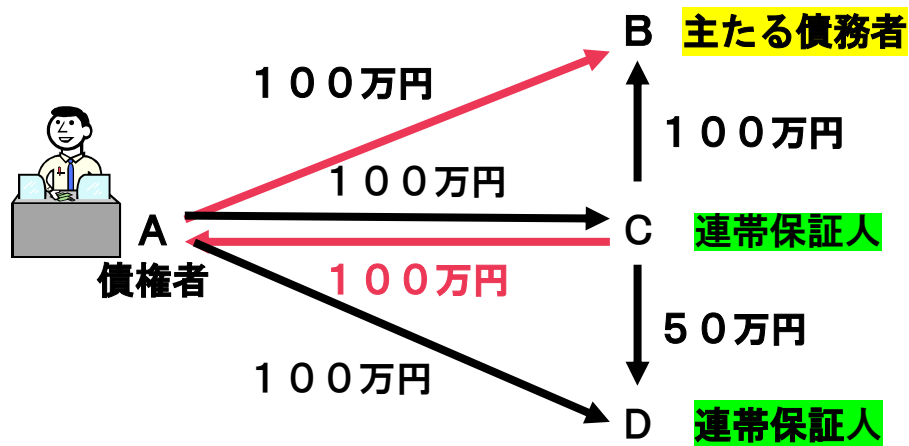
Ⅰ 連帯保証人

学習ポイント

一般の保証人より厳しい

- ① 分別利益なし
- ② 検索の抗弁権なし
- ③ 催告の抗弁権なし

連帯保証人 P306



分別の利益なし P306

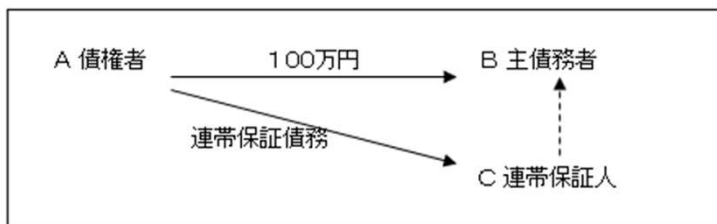
《 保証人と連帯保証人の違い 》

請求	C Dが通常の保証人の場合	C Dが連帯保証人の場合
AはCにいくら請求出来るか？	50万円	100万円
Cが金額をAに弁済すると？	Bに50万円	Bに100万円
Cは誰にいくら求償できるか？	Dに0円	Dに50万円

絶対的効力 P307

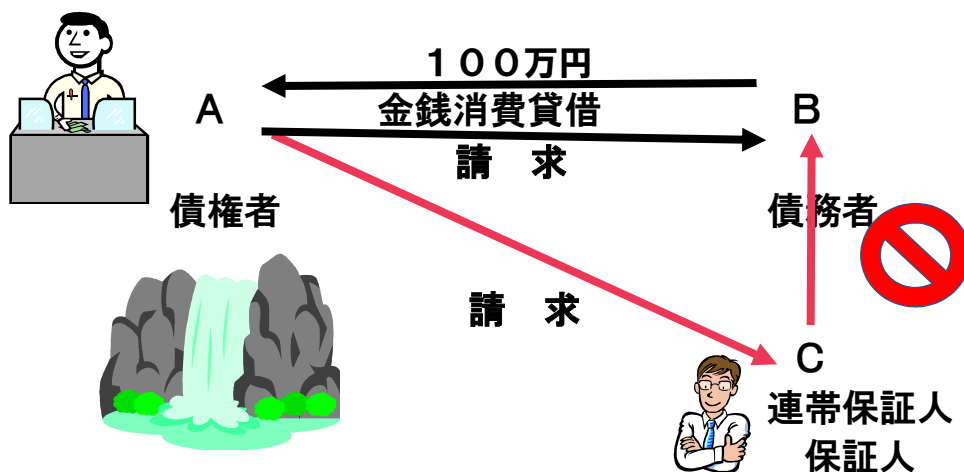
『混同』『更改』『相殺』『履行』

例 B がAから100万円借りて、Cが連帯保証人になった。



CがAに100万円に弁済すると、自動的に主たる債務も消滅する。以下、**更改**、**混同**、**相殺**があった時、弁済と同様に主たる債務も消滅する。

請求 P307



連帯保証と保証の違い P 3 0 7

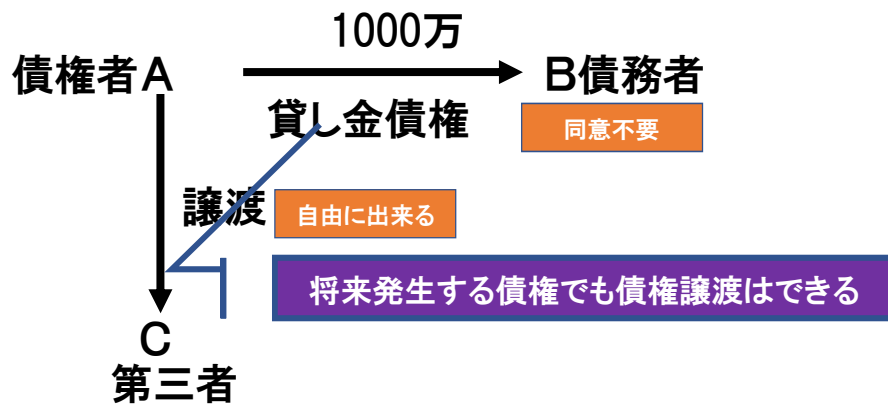
(5) 以上をまとめると!!

以上の3点 ①催告、検索の抗弁権がないこと ②分別の利益がないこと ③ 『弁済』『更改』『相殺』『混同』などの効力は主たる債務者に及ぶ。それ以外は附従性の規定に従い一般の保証債務と同じように取り扱えばよい。

要点講義

債権譲渡

P210 債権譲渡



P210 テキスト

1. 債権譲渡

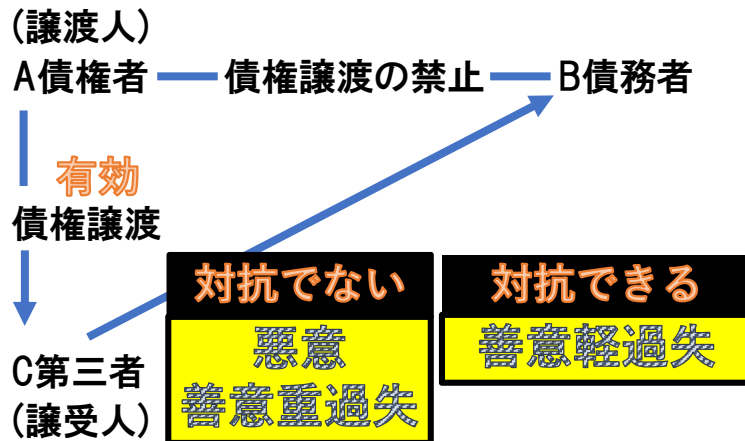
(1) 債権は自由に譲渡できるのか？

① 債権は原則として 自由に譲渡 できる。

② この場合、自由にできるとは債務者の 同意は不要 という意味である。

注意 債権が譲渡された時点でまだ発生していない将来の取引に関する債権であった場合でもその取引の種類、金額、期間などにより当該債権が特定できるのであれば、有効に債権譲渡できます。

P210 債権譲渡が制限されている場合

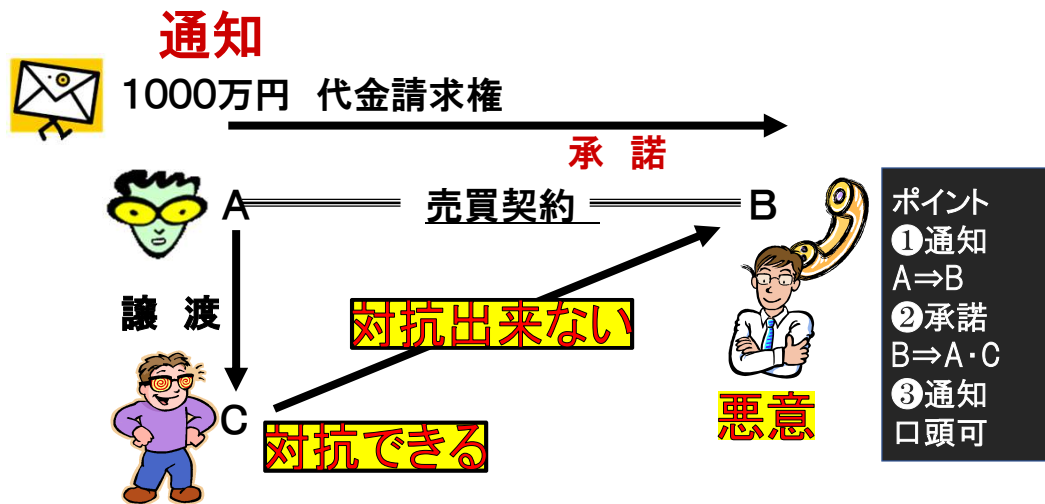


債権譲渡まとめ

- ① 債権は、譲渡人と譲受人との契約で自由に譲渡できる。
- ② 譲渡制限(債権譲渡の禁止)の意思表示をしたときであっても、その効力は妨げられない(有効)
- ③ 但し、債権譲渡制限の意思表示について
悪意又は重過失の第三者に対しては、債務者は債務の履行を拒むことができる。

P121

対抗要件



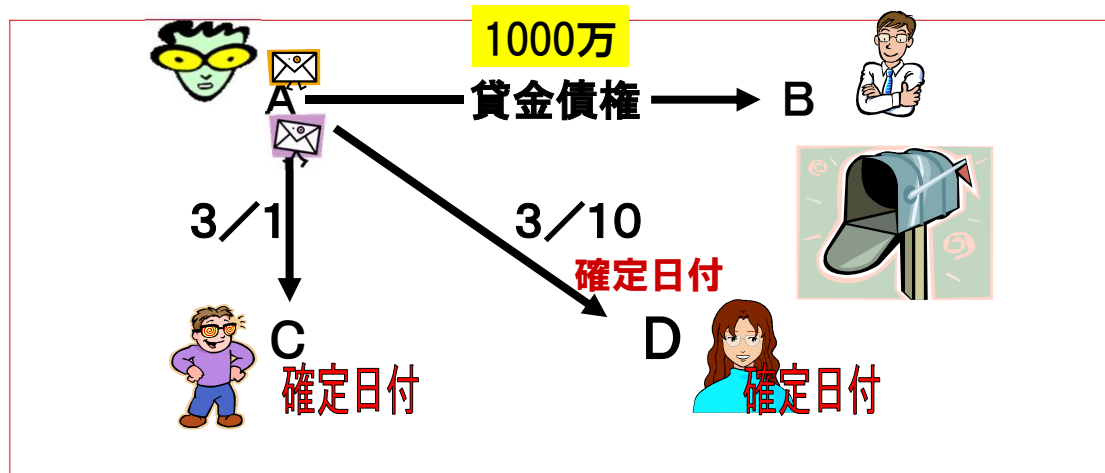
債権譲渡の対抗要件

債務者への対抗要件	通知⇒ 譲渡人 から債務者への 通知 ※1
	承諾⇒ 債務者 から譲渡人または譲受人に対する 承諾
債務者以外の第三者への対抗要件	通知または承諾を 確定日付ある証書 でおこなう。

譲受人からの通知は認められない

P213

債権の二重譲渡



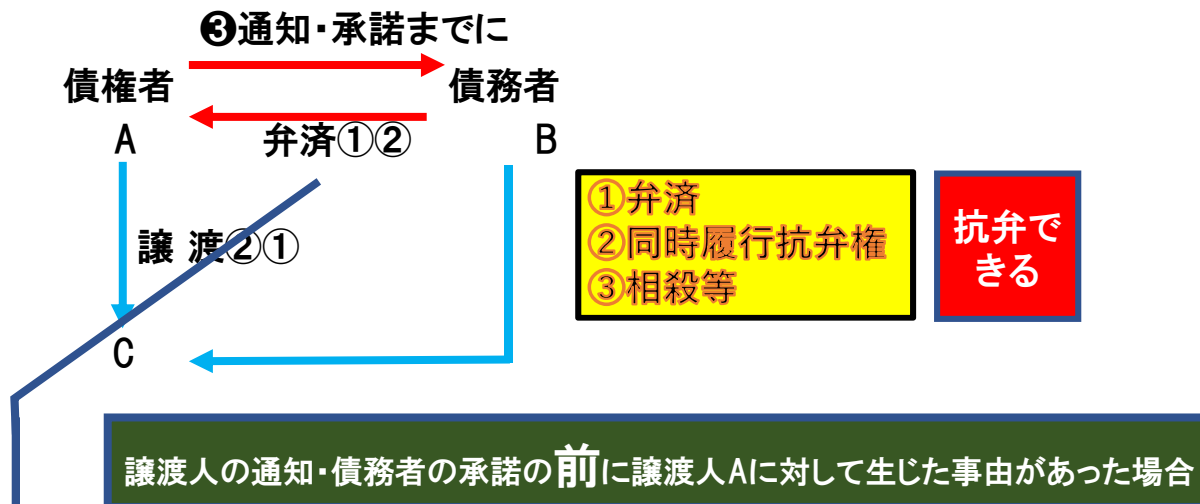
二重譲渡された場合の処理

内容	効果
①双方が確定日付なし	双方とも優先権なし
②一方のみ確定日付あり	確定日付を備えた方が優先する
③双方が確定日付あり	先に債務者に到達した方が優先する※1
④確定日付ありが同時到達	双方とも債務者に請求できる※2

※1 日付の先後は関係ない

※2 債務者はいずれか一方に弁済すれば足りる。

債務者の抗弁権 P215



抗弁権の事例 テキストP215

㊦ (1) 債権の譲渡における債務者の抗弁権

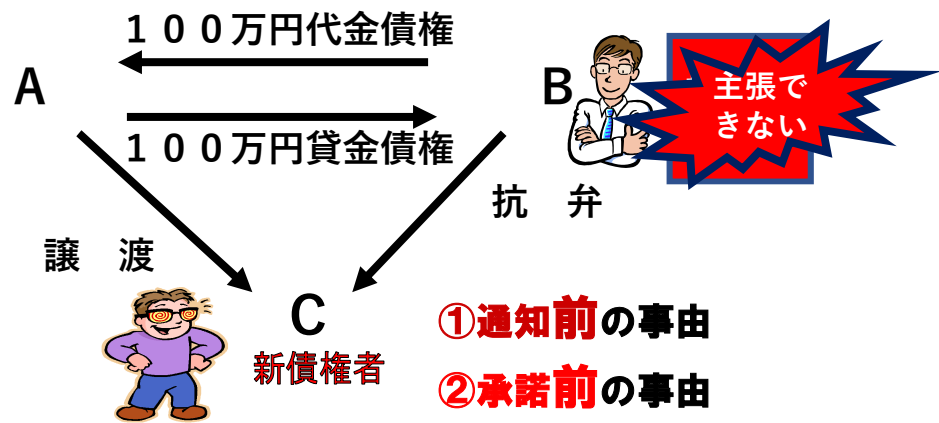
譲渡人が債務者に債権譲渡の通知をした時、又は債務者が承諾した時までに譲渡人に対して生じた事由をもって、債務者は譲受人(新債権者)に対抗することができる。

つまり、債務者は対抗要件が備わる前に持っていた抗弁であれば、譲受人に対抗することができるということになる。

例 ①通知前に、既に弁済により債権が消滅していた場合は、新債権者(譲受人)にもはや弁済する必要はない。

②通知前に、債権者(譲渡人)に対してもっていた同時履行の抗弁権は、新債権者(譲受人)に対しても主張できる。

抗弁権と相殺



債権譲渡の通知・承諾後に反対債権を取得した場合

相殺 P215

(2) 債権譲渡における相殺権

債務者は、対抗要件を備える前(通知・承諾する時までではないその以前)に取得した 譲渡人に対する債権により相殺をもって、譲受人に対抗することができる。

つまり、債務者は対抗要件が備わる前に持っていた抗弁権であれば、譲受人に対抗することができるということ。なぜなら、債権は同一性を保ったまま新債権者に移転するからである。

**対抗要件を備える前に既に
相殺摘除であれば新債権者に対抗できる**

お疲れ様でした!!

- ◎宿題問題 5 を配布しますので、
次の講義までに予習をお願いします。
- ◎テキストを再読した上、復習も行ってください。

お疲れ様です

月
日
曜
日
直

